

独立行政法人情報処理推進機構特定任期付職員に関する規程

制定 令和3年3月31日 2020 情総第1410号

最終改正 令和6年3月21日 2023 情総企第768号 一部改正

(採用)

第1条 独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)は、機構の業務を的確かつ円滑に推進するため、高度な専門的知識・経験・実績を有する者を特定任期付職員として採用することができる。

(適用範囲)

第2条 特定任期付職員の取扱いについては、他に特段の規定がある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 特定任期付職員とは、高度な専門的知識等を有する者で、その者が有する当該高度な専門的知識等を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させることを目的として、任期を定めて雇用された者をいう。

(任期)

第4条 前条の規定により雇用される職員の任期は、5年を超えない範囲で理事長が定める。

(勤務内容)

第5条 特定任期付職員は、当該業務を担当する理事又は部等の長の命を受けて、部等の所掌業務の全部又は一部を行う。

(勤務条件等)

第6条 勤務条件や各種処遇等については、独立行政法人情報処理推進機構嘱託就業規則(以下「就業規則」という。)を適用する。ただし、非常勤の特定任期付職員の年次有給休暇については、次のとおりとする。

2 機構に雇用された日から起算して、別表の区分の期間を継続して勤務して、機構の定める所定労働日数の8割以上を出勤したときは、別表の区分毎に定められた日数の年次休暇を受けることができる。

3 年次休暇を1時間単位で取得することができる。この場合において、1時間単位で取得することができる日数は1暦年において5日以内とし、1日分の年次休暇に相当する時間数は8時間とする。

4 機構が認めたときは、年次休暇を半日単位で取得することができる。

5 年次休暇は、20日を限度としてその年次休暇が付与された日を起算日とする1年間の翌1

年間に限り繰り越すことができる。

- 6 前5項に規定する年次休暇を受けようとするときは、年次休暇を受けようとする期日の前日又は期間の初日の前日までに、機構のコンピュータネットワークシステム上に調製する各種の申請・届出等をするシステムにより、所属長に届出をしなければならない。この場合において、所属長は、業務に支障があると認めた場合は、その期日又は期間を変更させることができる。

(給与等)

第7条 特定任期付職員には、次の俸給表を適用する。

号俸	月額
1	980,000
2	1,150,000
3	1,340,000

- 2 理事長は、特定任期付職員の号俸を、特定任期付職員が従事する業務に応じて別に定める基準に従い決定する。
- 3 非常勤の特定任期付職員の給与は、前項に基づき決定された号俸を基準として、その都度定めるものとする。
- 4 理事長は、特に高度の専門知識等を有する等特別の事情により第1項の俸給表に掲げる号俸により難しいときは、その都度月額を決定することができる。
- 5 諸手当として通勤手当及び管理職特別勤務手当を支給することとし、その取扱い及び額は、独立行政法人情報処理推進機構職員給与規程第14条及び第15条の2を準用する。
- 6 特定任期付職員には退職手当を支給しない。
- 7 給与の支給日は、毎月18日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。
- 8 前7項に規定するもののほか、給与に関する事項については、独立行政法人情報処理推進機構職員給与規程を準用する。

(出張)

第8条 特定任期付職員が旅行命令により出張するときは、旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費は、独立行政法人情報処理推進機構旅費規程を準用するものとする。

(契約)

第9条 特定任期付職員を採用するときは、理事長は、当該特定任期付職員として採用しようとする者と、第7条に定めるもののほか必要な事項について労働条件通知書を交付して労働条件を明示するものとする。

- 2 理事長は、必要があると認めた場合は、第4条の規定による任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。ただし、65歳に達した日の属する事業年度の末日を限度とする。

(月額の変更)

第10条 前条第2項により契約を更新する特定任期付職員については、更新時において業績、勤務実績等を勘案し、月額を変更することができる。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日 2021 情総第662号・一部改正)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年11月29日 2023 情総企第441号・一部改正)

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払いとみなす。

別表 (第6条関係)

週あたり 労働時間	週あたり 労働日	1年間の 労働日数	雇用した日から起算した区分と休暇日数						
			6箇月	1年 6箇月	2年 6箇月	3年 6箇月	4年 6箇月	5年 6箇月	6年 6箇月以上
30時間以上			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	4日	169~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121~168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73~120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48~72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

附 則 (令和6年3月21日 2023 情総企第768号・一部改正)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。